

会 議 の 規 約

(名 称)

第1条 本会は「近畿広域戦略会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、地域づくりに関わる近畿所在の国の機関が、既存の行政の枠にとられず相互に緊密に協力して、関西広域連携協議会等の地域の活動との意見交換や連携を図りつつ、戦略的な取り組みを展開し、もって活力ある近畿の創出に資することを目的とする。

(会議の構成)

第3条 会議は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(事務局)

第4条 事務局は各機関合同とする。

2 事務局の幹事は国土交通省近畿地方整備局に置く。

(雑 則)

第5条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は、運営細則で定める。

2 本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。

附 則 この規約は、平成11年6月18日から施行する。

一部改正 平成13年1月25日

一部改正 平成15年1月23日

一部改正 平成15年5月26日

一部改正 平成18年1月12日

一部改正 平成18年7月13日

委員名簿

委員	総務省近畿総合通信局長
	財務省近畿財務局長
	農林水産省近畿農政局長
	農林水産省林野庁近畿中国森林管理局長
	経済産業省近畿経済産業局長
	国土交通省近畿地方整備局長
	国土交通省近畿運輸局長
	国土交通省神戸運輸監理部長
	国土交通省大阪航空局長
	国土交通省気象庁大阪管区气象台長
	国土交通省海上保安庁第五管区海上保安本部長
	国土交通省海上保安庁第八管区海上保安本部長

会 議 の 運 営 細 則

（活動内容）

第 1 条 「近畿広域戦略会議」（以下「会議」という。）における活動内容は、会議で定める。

（部長会議）

第 2 条 会議の運営について部長会議を設置し、必要に応じて開催するものとする。

2 部長会議は別紙 1 に掲げる委員をもって構成する。

（幹事会）

第 3 条 会議及び部長会議の他に、運営について具体的な検討・調整を図るため会議に幹事会を置く。

2 幹事会は別紙 2 に掲げる委員をもって構成する。

（会議の召集及び運営）

第 4 条 会議の召集は各機関の要請に基づき、事務局の幹事である機関の構成員がこれを行う。

2 会議の運営（会議進行等）は事務局の幹事である機関の構成員がこれを行う。

3 部長会議及び幹事会の運営についても、第 1 項及び第 2 項を適用する。

（後援名義の使用について）

第 5 条 近畿広域戦略会議の後援名義使用については、幹事会において決定するものとする。

部 長 会 議 名 簿

總 務 省 近 畿 總 合 通 信 局	總 務 部 長
財 務 省 近 畿 財 務 局	總 務 部 長
農 林 水 産 省 近 畿 農 政 局	企 画 調 整 室 長
農 林 水 産 省 林 野 庁 近 畿 中 国 森 林 管 理 局	計 画 保 全 部 長
經 濟 産 業 省 近 畿 經 濟 産 業 局	總 務 企 画 部 長
国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局	企 画 部 長
国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局	港 湾 空 港 部 長
国 土 交 通 省 近 畿 運 輸 局	企 画 觀 光 部 長
国 土 交 通 省 神 戸 運 輸 監 理 部	總 務 企 画 部 長
国 土 交 通 省 大 阪 航 空 局	飛 行 場 部 長
国 土 交 通 省 気 象 庁 大 阪 管 区 気 象 台	技 術 部 長
国 土 交 通 省 海 上 保 安 庁 第 五 管 区 海 上 保 安 本 部	總 務 部 長
国 土 交 通 省 海 上 保 安 庁 第 八 管 区 海 上 保 安 本 部	總 務 部 長

幹事会名簿

総務省近畿総合通信局	企画広報室長
財務省近畿財務局	総務課長
農林水産省近畿農政局	企画調整室調整官
農林水産省林野庁近畿中国森林管理局	企画調整課長
経済産業省近畿経済産業局	企画課長
国土交通省近畿地方整備局	企画調査官
国土交通省近畿地方整備局	港湾計画課長
国土交通省近畿運輸局	交通企画課長
国土交通省神戸運輸監理部	企画課長
国土交通省大阪航空局	飛行場部次長
国土交通省気象庁大阪管区气象台	業務課長
国土交通省海上保安庁第五管区海上保安本部	総務課長
国土交通省海上保安庁第八管区海上保安本部	総務課長